

平成 27 年度定期監査の結果に関する報告
(平成 28 年 3 月 31 日付け浜田市監査委員告示第 2 号)
に基づいて浜田市長が講じた措置の公表

浜田市監査委員

定期監査の結果に基づく改善等の措置について

第6 監査の結果

1 地域政策部

	指 摘 事 項	措 置 状 況
政策企画課	<p>ア 改善等を要する事項及び意見 (ア) 契約事務について</p> <p>随意契約の相手方の選定について、浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領では、有資格者の中から選定することを基本方針とし、市長が特別な事由があると認めた場合に限り、有資格者以外の者から選定することができる、と規定されている。有資格者でない者を相手方とする契約の起案文を作成する際には、相手方を選定する理由とともに、有資格者でない者との契約理由についても明示するよう改善されたい。なお、資格については、総務課において随時登録することができるため、既に登録手続きを行い正当な有資格者がいることを考慮し、契約前に登録手続きを行うことがより適切な事務と考える。</p> <p>また、契約書類に予定価格調書のないものが見受けられた。見積調書に金額の記載はあるが、契約規則に基づき作成するよう改善されたい。</p>	<p>有資格者以外の者から選定する場合には、相手方選定理由とともに、有資格者でない者との契約理由について明示するように努める。また、今後は随時登録手続きを行うように働きかける。</p> <p>予定価格調書について、浜田市契約規則に則って作成し、適切に処理するように努める。</p>
まちづくり推進課	<p>ア 改善等を要する事項及び意見 (ア) まちづくり総合交付金について</p> <p>交付申請書の添付書類について、担当者が金額等の訂正を行い受付し交付決定しているものが見受けられた。前年度の繰越金の調整が必要な場合に多く、申請書受付の際に、申請者に説明を行い訂正しているとはいえ本来適切ではないと考える。来年度以降の交付金要綱の見直しを検討しているということであったが、申請書類についても</p>	<p>今後のまちづくり総合交付金の申請書類について、単独町内会の様式は作成しやすい形に改善し、地区まちづくり推進委員会の様式は事業の振り返りや今後の取組について組織内で検討できるような形にしている。</p>

	<p>市民が作成しやすい様式となるよう配慮する必要がある。</p> <p>前回の監査実施時点においては浜田自治区のまちづくり推進委員会の未設立が多い状況であったが、3年経過し、24団体から28団体に増加していた。市全域で見ると地域差はあるものの、地域の実情に合った事業を実施し、フォーラム等を開催し他団体の活用事例を知ることによって事業の充実に努めている。今後さらに地域の活性化につながる事業が拡大するよう努められたい。</p>	<p>今年度はまちづくりフォーラムの内容見直しや地域の人材育成事業の実施を計画しており、より地域に密着した支援ができるよう努める。</p>
	<p>(イ) 県立大学の市内出身入学者について</p> <p>島根県立大学の平成27年4月入学者に浜田市出身者がいなかったことについて、所管課であるまちづくり推進課から説明を受けた。</p> <p>大学の入学試験に係る制度の変更が主な要因であり、推薦入学の申込期限が早まったことにより高等学校からの願書提出が出しにくかったことが大きな原因と思われ、県内他市の入学者についても減少している状況が分かった。しかし県立大学へは市から1名常駐で職員を派遣し相互協力して地域振興に努めているところである。定住促進の面からも市内入学者がいないことはマイナスであり、人口流出の原因ともなるため、県立大学と協議を十分行い、入学者の増加に向け努力されたい。</p>	<p>島根県立大学としても、平成27年度に浜田市出身の入学者がいなかったことを重く受け止められており、平成28年度入学者選抜については主な要因と思われた推薦入学の申込期限について見直しを図られる等、改善策に努められ、市内出身の入学生も例年並みに回復したと伺っている。</p> <p>担当課としても、引き続き大学と連携しながら市内出身入学者の増加に向け努力していく。</p>
<p>地域プロジェクト推進室</p>	<p>ア 改善等を要する事項及び意見</p> <p>(ア) 契約事務について</p> <p>随意契約の相手方の選定について、浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領では、有資格者の中から選定することを基本方針とし、市長が特別な事由があると認めた場合に限り、有資格者以外の者から選定することが</p>	<p>有資格者以外の者から選定する場合には、相手方選定理由とともに、有資格者でない者との契約理由について明示するように努める。また、今後は随時登録手続を行うように働きかける。</p>

	<p>できる、と規定されている。有資格者でない者を相手方とする契約の起案文を作成する際には、相手方を選定する理由とともに、有資格者でない者との契約理由についても明示するよう改善されたい。</p> <p>なお、資格については、総務課において随時登録することができるため、既に登録手続を行い正当な有資格者がいることを考慮し、契約前に登録手続を行うことがより適切な事務と考える。</p>	
--	--	--